

2020年6月3日

お客様各位

イーエス・テクノロジー株式会社

令和2年5月29日経済産業省、NITEの中間報告について

拝啓、貴社益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素はステリパワーの拡販におきまして格別のご高配を賜り誠に有難うございます。  
さて、掲題の件ですが、弊社の見解は下記の通りです。  
皆様のご尽力により、「弱酸性次亜塩素酸水 ステリパワー」はアルコール製剤等が  
枯渇する中、新型コロナウイルスに対して国内・国外を問わず多大な貢献をしている  
と自負しています。今後ともご協力を賜ります様、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

○「次亜塩素酸水」等の販売実態 について

・現時点において「次亜塩素酸水」の新型コロナウイルスへの有効性は確認されていない

→6月1日現在、北海道大学、帯広畜産大学にて「弱酸性次亜塩素酸水」の新型コロナウイルスへの有効性が立証されています。

また、弊社においても代替ウイルス(犬コロナウイルス)にて2003年にステリパワーの不活化データを取得しています。

**【参照】**

※北海道大学において

『次亜塩素酸水で「新型コロナを瞬時に不活化」、「手洗いに有効」北海道大学が実証』

<http://www.es-t.jp/img/d56737-3-pdf-2.pdf>

※帯広畜産大学において

『新型コロナウイルスに対する次亜塩素酸水の不活化効果を証明 第2報』

<https://www.obihiro.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/05/act3.pdf>

・販売において誤解を招く表現や表示 について

→「ステリパワー」は雑貨品に分類されます。よって薬機法を順守し、これまで以上に誤解を招く表現等には十分な注意を払います。

→仕入れた次亜塩素酸水を希釈しての再販や、品質が保たれていない商品に注意喚起する意図があると推測します。

○「次亜塩素酸水」の空間噴霧 について

・衛生当局の見解としてWHO、CDC、中国国家衛生健康委員会等は、【消毒剤】は人体や空間・空気に対して消毒を行うべきではない。

・厚労省は、【次亜塩素酸ナトリウム】の噴霧は有害であり行わないこと。

・人体への安全性については、確立された評価方法が存在していない。噴霧によって生じたHClO そのものの影響についての評価・分析は発見されていない。

→経産省のニュースリリースでは噴霧は容認されています。

弊社含め、噴霧の除菌効果を示すデータは種々見られます。安全性においては、2005年の内閣府食品安全委員会の添加物専門調査会による評価書の通り、問題無しとの認識です。今回の報道に対する当局のさらなる追加・上書き報道を期待します。

#### 【参考】

経済産業省ニュースリリース

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200529005/20200529005.html>

内閣府「食品安全委員会」発表資料

[https://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc\\_ziaensosan181214.pdf](https://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc_ziaensosan181214.pdf)

以上